

緑区社協ボランティアセンターだより

夏休み学生ボランティア報告

～中学生2人組のボランティア体験を紹介します～

緑区社協では6月半ばから、夏休みを利用した学生ボランティアを募集したところ、今年もたくさんの学生さんが様々なボランティア活動に参加してくれました。今回は、中学生男子2人組の、はじめてのボランティア体験取材してきました。



世田谷学園中学校2年生
 (左) 石清水 隆人くん
 (右) 奥澤 慧太くん

僕たち2人で、3日間の保育園でのボランティア活動に参加してきました!

活動先の保育園

横浜市
 長津田保育園
 長津田2-11-1



長津田駅から徒歩5分。95名(定員)の子どもたちが通う保育園です。

●石清水くんの感想

子どもたちと遊ぶのが楽しそうと思って参加しました。保育園の仕事内容や雰囲気を知ることや、子どもたちと仲良くすることが目標でした。活動はとても楽しかったです。仕事という意識をもって頑張りました。子どもたちからも近づいてきてくれて、仲良くなれて嬉しかったです。職員の方からも丁寧に仕事を教えてもらえて、保育の仕事について、とても勉強になりました。



●奥澤くんの感想

近所の子どもたちと遊ぶことがあるので、保育園の活動ならできかなと思って参加しました。保育園の1日を知ること、どのクラスの子とも仲良くできることを目標にしました。2～5歳の子どもたちは、年齢によって遊びや関わり方が全然違うことにびっくりしました。5歳児と一緒に遊べるけれど、2歳児への接し方が難しかったです。機会があったら、また活動してみたいです。



受入先の保育園より

2人は、誰にでもきちんと挨拶ができ、いきいきと活動してくれてとても良かったです。今回の活動を通して「自分自身もこんなに大切にされて育ったんだ」と思い出したり、小さい子ども、ひとりひとり人格があることを感じてもらえたらと思って受入れをしました。大変だったところもあるかもしれませんが、とても良い経験ができたのではないかと思います。横浜市長津田保育園 園長 二宮澄江

現在募集中のボランティア

緑区社協ボランティアセンターではボランティア依頼の相談、活動したい方の登録を受け付けています。右記までお気軽にお問い合わせください。

- 障がい児の放課後活動の見守り ●高齢者の話し相手
- 高齢者施設でのレクリエーションのお手伝い ●障がい児・者の付添い など

お問い合わせ・ご登録
 緑区社協ボランティアセンター
 受付 9:00～17:00(月曜～土曜)
 TEL 935-7807
 FAX 934-4355

送迎サービスボランティア募集!

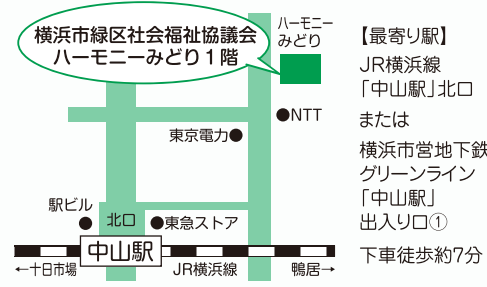
運転の経験を活かして、ボランティア活動してみませんか。
 緑区社会福祉協議会では、高齢や障がいなどの理由で外出が困難な方の通院などのために、車いすごと乗れる福祉車両を使用し、ボランティアの運転で送迎サービスを行っています。(本会は、道路運送法における福祉有償運送の登録事業者です)

- 募集条件 (以下の①～④を全て満たしている方)
 ①75歳未満の方(定年は75歳)
 ②普通自動車免許を保持し、運転経験3年以上の方
 ③過去2年以内に運転免許停止処分を受けていない方
 ④国土交通省認定講習(2日間)を受講していただける方
 ※講習費用は本会で負担

- 活動日・時間
 月～金曜日の午前9時～午後5時で都合のよい時間
 活動を希望される方は、担当まで電話連絡の上、一度ご来所ください

相談受付 月曜～金曜 9:00～17:00 (祝日・年末年始は除く) ☎045-931-2478

緑区社協までの案内図



社協だより

第28号

みどり

発行 社会福祉法人 横浜市緑区社会福祉協議会 緑区中山町413-4 ハーモニーみどり1階 TEL931-2478 FAX934-4355
 ホームページ: <http://www.midori-shakyo.jp> 平成25年10月発行



平成26年度に、横浜市による養成第1期の市民後見人が誕生します!

市民後見人の入り口となる「市民後見人養成講座」は、平成24年に横浜市社会福祉協議会(以下:市社協)で行われ、平成25年度より緑区社協が、西区・青葉区とともに、市社協と『市民後見人養成・活動支援モデル事業』の事業協定を締結しました。

24年度に養成講座の座学を受講した90名のうち選考を経た45名(各区15名)が、実務実習として法人後見ケースの同行訪問や事務演習を通じ、現在も引き続き後見活動を修得中です。



市民後見人とは?

市民後見人とは、成年後見制度に仕事として関わるのではなく、社会貢献の一環として後見活動に関わる人のことであり、親族による「親族後見人」や、仕事として行う「専門職後見人」(弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、一部の社協等法人)の間の存在として解されています。誰でも手を挙げればなれるわけではなく、概ね、自治体等が開催する研修といった、養成課程を修了し、候補者として名簿登録されたうえ、家庭裁判所に選任されることによって、市民後見人として活動することができます。

成年後見制度って?

認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などの福祉サービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要があります。正当な手続きとして、自ら行うことが難しい場合があります。また、判断能力が不十分であるが故に、不利益な契約であっても契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあう話は聞いたことがあるのではないのでしょうか。そのような方の、本人に代わり金銭管理や様々な手続きを行うのが成年後見人の役割です。横浜市では累計で9,000人ほど制度利用者がいます。

市民後見人候補の方の声

被後見人の方との信頼関係ができて初めて心が通じ合うことができると感じた。今後の活動の中でそのことを一番大切にしたいと思う。

一人で抱え込まず、被後見人を支える支援機関の横のつながりを意識し、地域も含め皆で支援していくことに努めたい。

机上や実習で学んだことを活かして、被後見人の気持ちに寄り添った支援を目指したい。



緑区社協でも後見人としての活動を行っています。成年後見制度に関するご相談もお受けします。

お気軽にご連絡ください。

045-931-2550 (あんしんセンター専用)